

長野県の森林 CO₂ 吸収評価認証制度改正について

見直しの背景

「森林（もり）の里親促進事業」の支援企業等の皆様から、林業の初心者でも参加できる森林整備として、植林や間伐よりも細い木を伐る施業を CO₂ 吸収評価の対象施業に加える要望がありました。また、林齢の若い森林が少ないことや、平成 28 年 6 月 5 日に本県で天皇・皇后両陛下をお迎えして盛大に行われた第 67 回全国植樹祭をきっかけとして植林に対する期待・関心が高まっていることを受け、一層、森林（もり）の里親促進事業を活用されている支援企業等の皆様が利用しやすい制度にしようとして検討してまいりました。



「長野県の森林 CO₂ 吸収評価審査委員会」で検討を進めた結果、CO₂ 吸収量を評価する対象となる施業範囲を拡充（間伐のみ → 間伐+除伐+植林（新規植林、再植林））することにより、木を植えて育て、やがて全ての木を伐る主伐（皆伐）前まで、途切れることなく CO₂ 吸収量の評価対象とすることで、本県認証制度の活用促進に加え、森林（もり）の里親促進事業に参加する企業等の増加（＝森林整備の促進）を目指すことになりました。

もちろん、CO₂ 吸収量の国際的な認証制度である J-クレジット制度に基づいた内容としており、更に県独自に CO₂ 固定量の考え方を盛り込んで平成 28 年 1 月 1 日付けで関係要領等の改正を行いました。より利用しやすい制度となりましたので、是非活用をご検討ください。

新たに追加された施業



新 認証対象

【植林】

複数年認証は 10 年間
または除伐・間伐型認
証へ移行するまで

新 認証対象

【除伐】

複数年認証は最長 5 年間
施業は間伐型認証に移行す
るまで（概ね 20 年生以下）

認証対象

【間伐】

複数年認証は最長 5 年間

認証対象外

【主伐(皆伐)】

植林（新）

森林（もり）の里親促進事業等の対象であり、森林法第5条に定める森林であるか、当該森林になることが確実で、持続的な森林経営が行われる場所での施業が対象です。植林を実施した年度を含め、10年間（または除伐・間伐型認証に移行するまでの間）程度の認証申請が可能です。

植林木の80%以上が活着していることが認証の条件で、これより活着率が低い場合は補植が必要になることがあります。

新規植林：森林でない場所（廃業したスキー場ゲレンデ跡地等。植林後は持続的な森林経営が行われる場所）や自然災害等に伴う被害林地（風倒木被害、マツクイムシ被害）への植林を行なうもの

再植林：皆伐（主伐）を行なった跡地で植林を行なうもので、支援企業等の皆様の支援と主伐が直接の関係がない場合でも、搬出された材積についてのCO₂排出量の算出が必須です。支援企業等の皆様に不利に働くことのないよう、CO₂吸収量とCO₂固定量も併せて算出する県独自の手法で、評価を行います。

除伐（新）

林齢が10年以上となり、間伐に移行するまでの期間（概ね20年生以下）にある森林において、目的樹種以外の木を伐るもの。施業を実施した年度を含め、5年間の認証申請が可能です。

間伐

樹木の密度管理が必要な森林において、目的樹種間の競争緩和のため、概ね3割程度の劣勢木を伐るもの。施業を実施した年度を含め、5年間の認証申請が可能です。

施業実施にあたっての留意点

長野県の森林CO₂認証制度では、J-クレジット制度等国際的なルールとの整合を図ることとしています。このため、特にCO₂認証申請を行う見込みがある支援企業等におかれましては、実際の施業に着手する前に、地元市町村や県地域振興局林務課の担当者（林業改良普及員（=AG）等）と支援の方針や施業内容等を十分に相談してください。

これは、企業等の皆様のせっきくの支援があっても、持続的な森林経営のための施業と判断できない場合があることや、制度拡充で新たに追加した植林等の施業は、これまで以上に長期的な森林経営の方針のもとで着手することが望ましいためです。

特に再植林は、事前の皆伐を伴いますが、J-クレジット制度等国際的なルールとの整合を図るため、搬出された材積に応じてCO₂排出量も併せて算定する必要があります。生育が良好であるなど施業場所の選定も重要なポイントとなりますので、AG等を交えて、皆様の御支援がより有効に活用されますよう、御検討をお願いします。

